別表十二（四）　記載要領

1　この表は、青色申告書を提出する法人で金属鉱業等鉱害対策特別措置法（昭和48年法律第26号）第２条第２項（定義）に規定する採掘権者若しくは租鉱権者（以下この号において「採掘権者等」という。）であるものが租税特別措置法第55条の５（金属鉱業等鉱害防止準備金）若しくは所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）第10条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号において「平成28年旧措置法」という。）第55条の５（金属鉱業等鉱害防止準備金）の規定の適用を受ける場合又は連結法人で採掘権者等であるものが租税特別措置法第68条の44（金属鉱業等鉱害防止準備金）若しくは平成28年旧措置法第68条の44（金属鉱業等鉱害防止準備金）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「積　立　限　度　額　⑷×$\frac{100又は80}{100}$　⑸　」の欄は、平成28年４月１日以後に開始する事業年度又は連結事業年度にあつては「100又は」を消し、同日前に開始した事業年度又は連結事業年度にあつては「又は80」を消すこと。

別表十一(六)の記載要領を次のように改める。

別表十二（六）　記載要領

1　この表は、青色申告書を提出する法人で廃棄物の処理及び清掃に関する法律第８条第１項（一般廃棄物処理施設の許可）若しくは第15条第１項（産業廃棄物処理施設）の許可（以下この号において「処理施設の設置の許可」という。）を受けたものが租税特別措置法第56条（特定災害防止準備金）の規定の適用を受ける場合又は連結法人で処理施設の設置の許可を受けたものが同法第68条の46（特定災害防止準備金）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「積　立　限　度　額　（当期中に独立行政法人環境再生保全機構に積み立てた維持管理積立金の金額）　⑷　」の欄は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第８条の５第１項（維持管理積立金）（同法第15条の２の４（準用）において準用する場合を含む。）に規定する通知する額を超えない額を記載すること。

別表十一(七)の記載要領第１号中「租税特別措置法第56条」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号。以下この号において「平成28年改正法」という。）附則第93条第２項（新幹線鉄道大規模改修準備金に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる平成28年改正法第10条の規定による改正前の租税特別措置法第56条」に、「租税特別措置法第68条の48」を「平成28年改正法附則第116条第２項（新幹線鉄道大規模改修準備金に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる平成28年改正法第10条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の48」に改める。

別表十一(九)の記載要領第１号中「第２条第１項第１号」を「第２条第１項第14号」に、「一般電気事業若しくは同項第３号に規定する卸電気事業」を「一般電気事業若しくは同項第３号に規定する卸電気事業等」を「発電事業」に改める。

別表十一(十四)の記載要領第１号中「租税特別措置法第61条の２第１項（農業経営基盤強化準備金）に規定する認定農業生産法人等」を「租税特別措置法第61条の２第１項（農業経営基盤強化準備金）に規定する認定農地所有適格法人等」に、「場合、」を「場合若しくは」に改め、「若しくは青色申告書を提出する法人で所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第６号）第18条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この記載要領において「平成22年旧措置法」という。）第61条の２第１項（農業経営基盤強化準備金）に規定する認定農業生産法人等に該当するものが同条の規定の適用を受ける場合」を削り、「租税特別措置法第68条の64第１項（農業経営基盤強化準備金）に規定する認定農業生産法人等」を「租税特別措置法第68条の64第１項（農業経営基盤強化準備金）に規定する認定農地所有適格法人等」に改め、同第１号⑶を削り、同第２号中「、平成27年旧措置法」を「若しくは平成27年旧措置法」に改め、「若しくは平成22年旧措置法第61条の２第３項」を削り、同第七号中「、平成27年旧措置法」を「若しくは平成27年旧措置法」に改め、「若しくは平成22年旧措置法第61条の３（農用地等を取得した場合の課税の特例）」を削る。